

小テスト 5 行政による支援等

Q1. 都道府県労働局長の助言・指導は、書面により申し立てなくてはならない。

A1. No

申し立ては、口頭（電話も可）、連絡先を記載した書面の提出のいずれでもできます。
なお、都道府県労働局内に設けられた調停会議の調停を求めるときは、調停申請書の提出が必要です。

Q2. 厚生労働省は、非正社員の待遇改善の取組等を行った企業に対して「キャリアアップ助成金」を支給している。同一労働同一賃金関連では、例えば、「賃金規定等改定コース」、「賃金規定等共通化コース」、「諸手当制度共通化コース」がある。

A2. Yes

設問のとおりです。「賃金規定等改定コース」はすべて又は一部の非正社員の基本給の賃金規定等を増額改定し昇給した場合、「賃金規定等共通化コース」は非正社員に関して正社員と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し適用した場合、「諸手当制度共通化コース」は非正社員に関して正社員と共通の諸手当制度を新たに設け適用した場合に支給されます。